

【医療機関の皆様へ】麻疹・風しんを疑った場合のお願いについて

届出基準を満たす、麻疹・風しん疑い患者については、京都府でPCR検査（行政検査）を実施いたしますので、以下について御協力をお願いいたします。

また、PCR検査以外に貴院において、ガイドラインに沿ってIgM抗体検査の実施もお願いいたします。

1. 診察時の府保健所への連絡について

麻疹・風しんを疑う患者を**診察した場合**は、最寄りの保健所 保健課へ御連絡ください。

	麻疹	風しん
届出基準	23 麻疹 厚生労働省 (mhlw.go.jp)	風しん 厚生労働省 (mhlw.go.jp)
届出に必要な臨床症状	① 麻疹に特徴的な発疹 ② 発熱（一般的に 37.5℃以上） ③ 咳嗽、鼻汁、結膜充血などのカタル症状	① 全身性の小紅斑や紅色丘疹 ② 発熱（一般的に 37.5℃以上） ③ リンパ節腫脹
届出様式	麻疹届出様式 (PDF)	風しん届出様式 (PDF)
ガイドライン	医師による麻疹届出ガイドライン	医師による風しん・先天性風しん症候群届出ガイドライン (外部リンク)

※3つすべての症状を満たさなくとも、発生地域の滞在歴や麻疹・風しん患者と明らかな接触があるなど、診察した医師が特に疑う場合は、御相談ください。

2. PCR検査（行政検査）について

保健所に連絡してから、以下の①～③の3点すべての採取に御協力をお願いします。

※冷蔵保管をお願いします。

※疑い患者を診られた際に貴院に検体採取容器が無い場合は保健所までお知らせください。なお、容器の事前配布は行っておりません。

	①咽頭ぬぐい液	②血液（全血）	③尿
容器の例	採取した綿棒を ウイルス輸送培地 に入れてください 	EDTA （またはクエン酸）入りの採血管 	尿専用スピッツ 
必要量	1本	3～5mL	10mL程度
注意点	※※	ヘパリン入り採血管は不可 血清分離剤入りの採血管は不可	

※※ウイルス輸送培地がない場合は、滅菌スピッツ管に生理食塩水（滅菌精製水）を1～2mLを入れて、咽頭をぬぐった滅菌綿棒を生理食塩水に浸し、蓋をしてください。